

令和4年度

緊急対応マニュアル

注: 本校で定めたもの以外の、以下のマニュアル等も参考とすること。

- ・ 学校における転落事故防止の留意点(平成20年8月、文部科学省)
- ・ 学校等における安全管理要綱(平成20年4月、千葉県教育委員会)
- ・ 伝染病・食中毒等被害発生時の対応マニュアル(平成20年4月)
- ・ 震災時における実働計画(実働マニュアル)(平成29年9月、千葉県教育庁)
- ・ 安全で充実した運動部活動のためのガイドライン
(平成20年7月、教育振興部体育課)
- ・ 危険等発生時対応要領(危機管理マニュアル)作成の手引
(平成21年2月、教育振興部学校安全保健課)

令和4年4月

千葉県立松戸六実高等学校

目 次

近隣小中学校連絡先一覧	・・・	2
生徒の安全確保に関する緊急対応マニュアル		
1 不審者侵入	・・・	3
2 転落事故や心肺停止等、授業中の生徒重大な負傷事故	・・・	5
3 登下校中の交通事故	・・・	7
4 授業中に校舎内で火災発生	・・・	9
5 授業中に自然災害	・・・	11
6 校外活動中に事故発生	・・・	13
7 感染症が発生	・・・	15
8 爆破予告	・・・	17
9 学校事故発生	・・・	18
Jアラートにより情報伝達された場合の対応マニュアル	・・・	20
アナフィラキシーショック症状危機管理マニュアル	・・・	23
大雨発生時（生徒等在校時）危機管理マニュアル	・・・	24

- ※ このほか、本校の安全計画には、各分掌が作成する以下の各計画も含まれます。
- | | |
|---------|--|
| 教育環境部作成 | 「防災関係資料」 |
| 生徒指導部作成 | 「登下校指導計画（各学期実施分）」
「自転車点検実施要項」
「交通安全教育実施要項」 |
| 保健厚生部作成 | 「校内救急体制」
「傷病人発生時対応手順」 |

近隣小中学校緊急連絡先一覧

松 戸 市

学 校 名	電 話	F A X
六 実 中 学 校	0 4 7 - 3 8 8 - 1 1 9 0	0 4 7 - 3 8 6 - 9 3 2 9
六 実 小 学 校	0 4 7 - 3 8 7 - 9 3 9 1	0 4 7 - 3 8 9 - 0 7 0 3
六 実 第 二 小 学 校	0 4 7 - 3 8 4 - 3 0 1 1	0 4 7 - 3 8 4 - 7 7 0 9
六 実 第 三 小 学 校	0 4 7 - 3 8 4 - 3 1 6 1	0 4 7 - 3 8 4 - 7 8 7 9

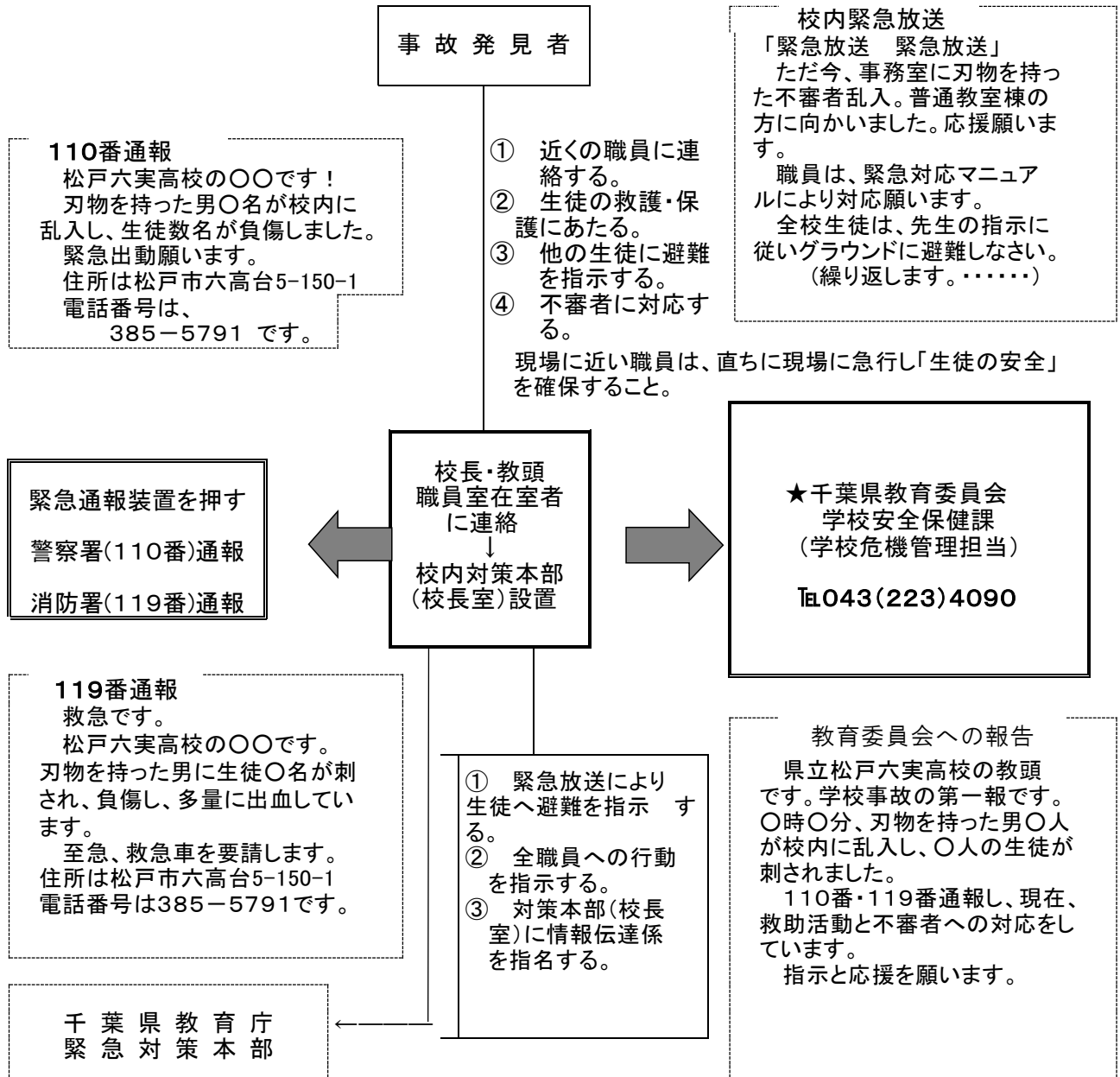
柏 市

学 校 名	電 話	F A X
高 柳 中 学 校	0 4 - 7 1 9 1 - 4 5 8 0	0 4 - 7 1 9 1 - 4 2 6 9
高 柳 小 学 校	0 4 - 7 2 9 1 - 3 4 9 9	0 4 - 7 1 9 1 - 3 3 6 2
高 柳 西 小 学 校	0 4 7 - 3 8 4 - 5 7 2 7	0 4 7 - 3 8 4 - 5 4 9 9

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

1 不審者侵入の場合



全職員による対応

校長・教頭 事務長	教務主任 総務部長	学年主任・ 各担任等	生徒指導 主事等	養護教諭 保健厚生部長 保健主事等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> 陣頭指揮 職員への連絡・調整 被害生徒の家庭訪問等 外部機関との連携 報道機関への対応 スーパーバイザー派遣依頼等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校近隣小中学校(巻末参照)への情報提供 関係保護者への連絡 PTA役員への連絡 全保護者への連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒避難誘導 生徒安全確認及び安全指導 保護者への生徒引き渡し 被害生徒家庭への連絡及び家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行 不審者への対応(生徒・職員の安全確保を最優先する) 事故後の生徒に対する心のケア対策等 	<ul style="list-style-type: none"> 応急処置 救急車に同乗(負傷者複数なら養護教諭は学校で待機して対応する) 医療機関との連携 事故後の生徒に対する心のケア対策(専門機関の紹介)等 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 各種連絡等

※千葉県教育庁 学校安全保健課安全室 Tel.043(223)4089
指導課生徒指導・いじめ対策室 Tel.043(223)4054

【事故発生の予防に向けての心構え】

- 1 来訪者は必ず事務室を經由させ、記名及び「来訪者ネームプレート」を着用させる。
- 2 挨拶の励行(声掛けにより、事前に不審者を見つけることができる)。
- 3 日ごろから、本校周辺の学校と情報共有を図る。
- 4 職員・生徒を対象とした、講習会・訓練を企画し、実施する。

【初期対応のポイント】

- 1 来訪者に対して丁寧に接する。(来訪者が侵入者であった場合を想定し、興奮させない)。
- 2 **まず、侵入者から自身の身の安全を確保すること。**
- 3 大声で叫ぶ・緊急放送を行うなど、周囲の応援を求める。
- 4 **生徒にとって安全な場所を確保し、避難させる。**
- 5 2・3・4を踏まえた上で、数的有利な状況を作り、侵入者を取り押さえると同時に、関係機関に通報し、協力を仰ぐ。
- 6 県教育委員会への報告を行う。
- 7 事後対応(マスコミ対応・県教育委員会との連携)を丁寧に行う。
- 8 生徒の心のケアに対する配慮(スーパーバイザー手配等)を行う。

【その他】

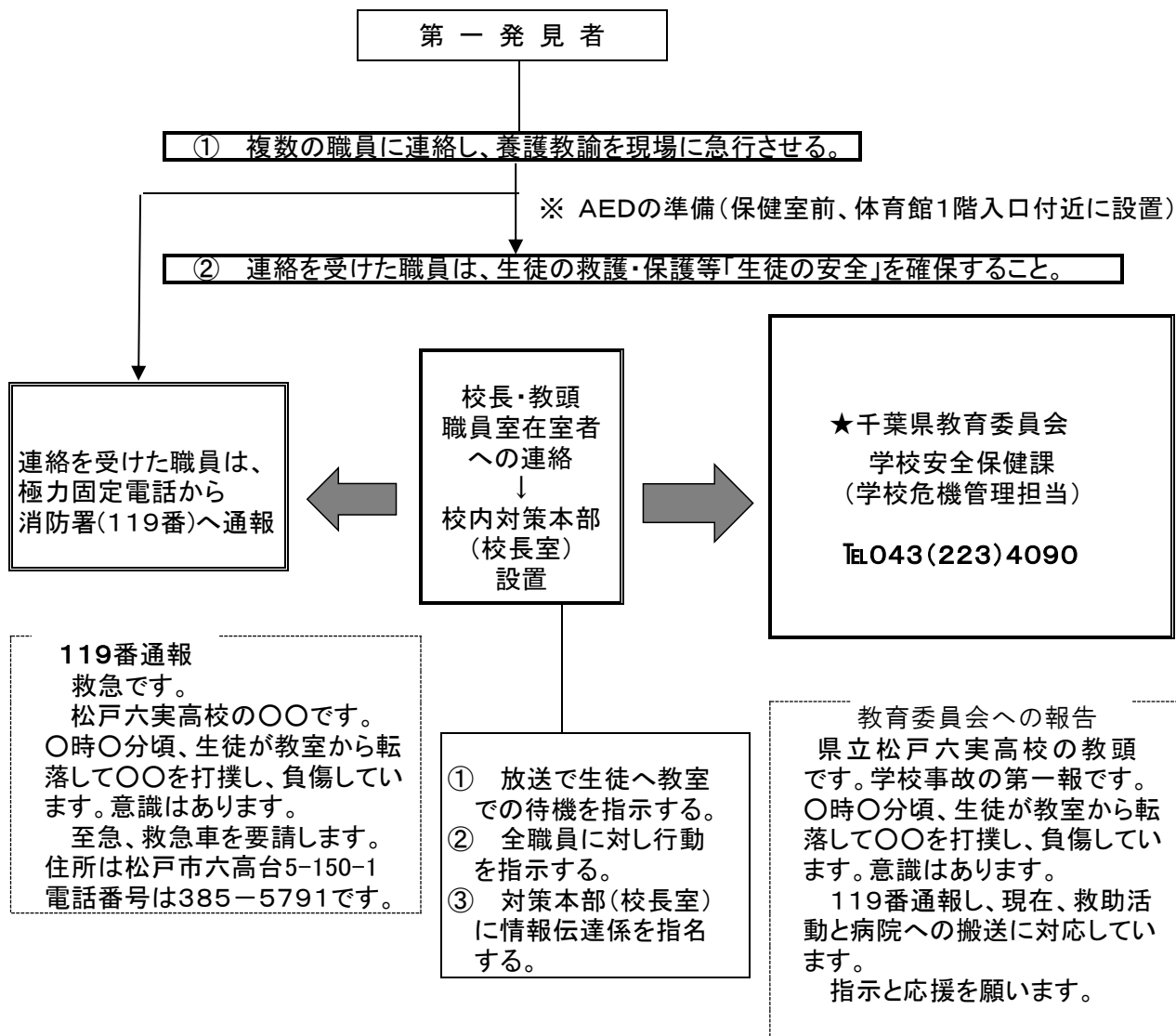
- 1 過度の不安をあおらないように、緊急放送を暗号化する(授業時・学校行事中他)。
- 2 防犯用器具の購入と、これを使用した訓練を実施する。
- 3 事故が発生した場合に備えて、定期的に、学校から関係諸機関への通報訓練を行う。

【事故の再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故発生後速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料にもとづき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については保護者に報告し、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。
- 6 「開かれた学校づくり委員会」などを活用し、学校と地域が連携して、安全で安心なまちづくりを考える機会を設ける。

緊急対応マニュアル

2 転落事故や心肺停止等、授業中の生徒の重大な負傷事故の場合



全職員による対応

校長・教頭 事務長	教務主任 総務部長	学年主任・ 各担任等	生徒指導 主事等	養護教諭 保健厚生部長 保健主事等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡・調整 ・被害生徒の家庭訪問等 ・外部機関との連携 ・報道機関への対応等 ・スーパーバイザー 派 遣依頼 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係保護者への連絡 (ケースにより) ・保護者会役員への連絡 ・全保護者への連絡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認 ・二次災害防止等、安全指導 ・保護者への生徒引き渡し ・被害生徒家庭への連絡及び家庭訪問 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場直行 ・安全確保等 ・生徒に対する説明会の準備 ・生徒の心のケア対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・救急車同乗 (負傷者複数なら養護教諭は学校に待機して対応する) ・医療機関との連携 ・生徒の心のケア対策 (専門機関の紹介) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡 等

【事故発生の予防に向けての心構え】

1 転落事故防止(文部科学省「学校における転落事故防止のために(平成20年8月)」を参照。)

- (1) 日ごろから校舎内を巡回し、危険箇所についてチェックする。
- (2) 屋上につながる通路は常時施錠する。
- (3) ひさしや渡り廊下に危険防止のステッカーを貼付する。
- (4) 生徒に対し、危険な場所に出ないように指導を徹底する。
- (5) 危険箇所の解消(危険防止設備の設置等)に努める。

2 重大な負傷事故等の防止

- (1) 生徒に対し、危険な場所に出ないように指導を徹底する。
- (2) 危険箇所の解消(危険防止設備の設置・修理・撤去等)に努める。
- (3) 日ごろから生徒に対し、授業や保健委員会(生徒会)活動を通じて、睡眠・食事等で規則正しく生活することをはじめとした「自分自身の健康管理徹底」の重要性を周知し指導する。
- (4) 体育の授業や運動行事、部活動に際して、担当職員や顧問による事前の健康チェックを行い、準備運動を十分行うことと、過度に無理をさせないことを徹底する。
- (5) 生徒の実験・実習等に際して、担当職員による事前説明や事故防止上の留意点を徹底し、生徒自らが安全確認できるよう指導する。
- (6) 職員・生徒に対して、AEDの使用方法について周知し、外部講師を招いた講習等を定期的実施する。
- (7) 日ごろから家庭・担任及び養護教諭の連携を密にし、健康上配慮を要する生徒については、より詳細な情報を共有する。

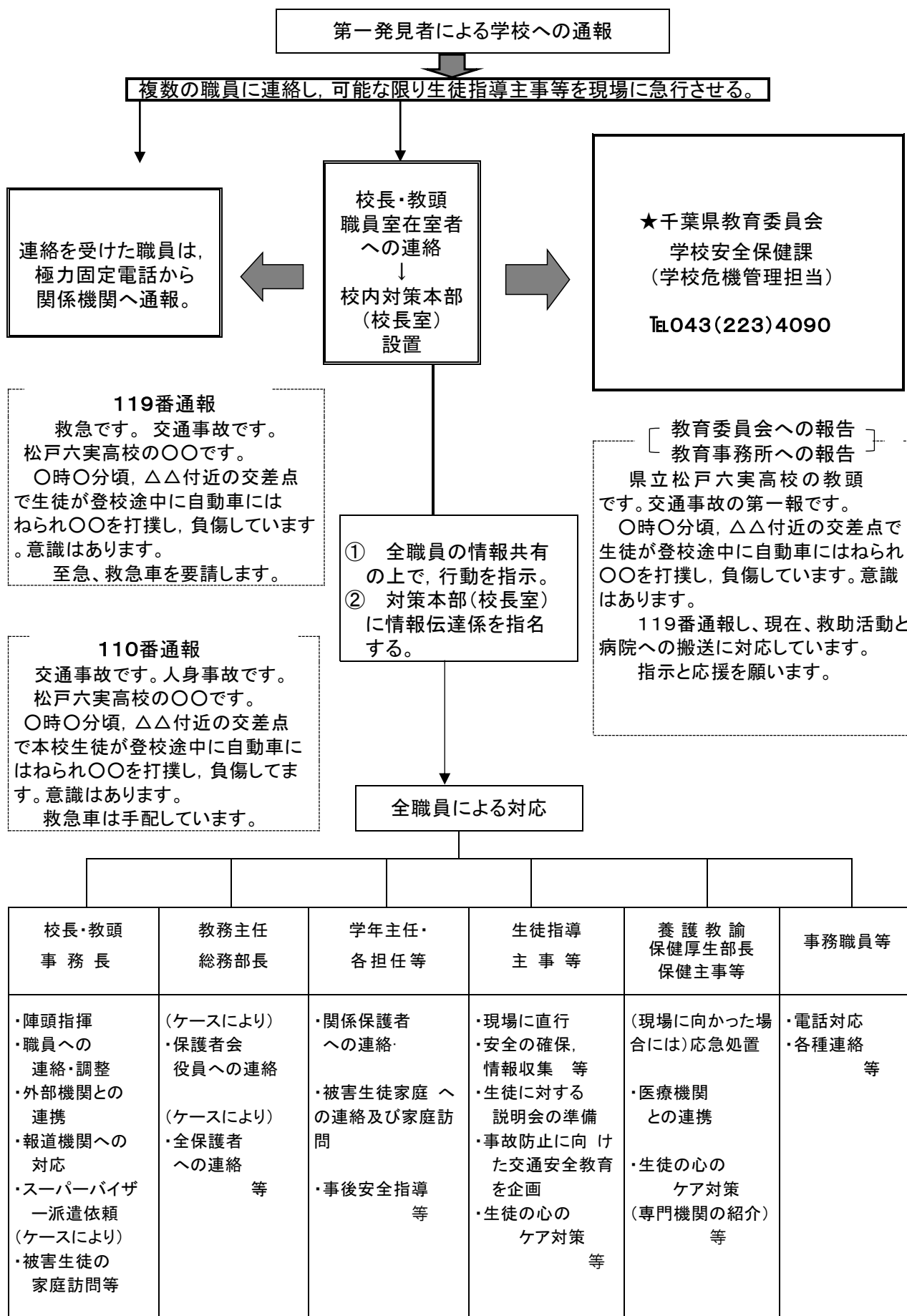
3 事故が発生した場合に備えて、定期的に学校から関係諸機関への通報訓練を行う。

【事故の再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故発生後速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料に基づき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については保護者に報告し、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。

緊急対応マニュアル

3 登下校中の交通事故の場合



【事故発生の予防に向けての心構え】

- 1 生徒に交通事故防止の心構えを育てる。
 - (1) 日ごろから、交通ルールの遵守や安全な自転車運転について心がける。特に、自転車の運転においては、携帯電話で通話しながらの運転、イヤホン着用運転、傘差し片手運転、二人乗り、無灯火運転はきわめて危険な行為であり、厳禁である。
 - (2) 危険箇所を確認し、自らの危機を回避できるようにする。
 - (3) 登下校時には余裕を持つ。
- 2 重大な負傷事故等の防止にむけて
 - (1) 生徒に対し、交通ルールの遵守と危険箇所の通行注意について指導を徹底する。特に、最近の自転車事故等では、加害者側の高校生に賠償責任が発生する事例があることを踏まえ、事故の防止に留意する。
 - (2) 関係諸機関の協力も求めて、定期的に交通安全教育(自転車点検含む)を実施し、生徒の意識を高める。
 - (3) 学校周辺の通学路に関しては危険箇所の確認を行い、生徒に周知するとともに、できる範囲内で危険箇所の解消に努める。
 - (4) 日ごろから生徒に対し、授業や保健委員会(生徒会)活動をつうじて、睡眠・食事等で規則正しく生活することをはじめとした「自分自身の健康管理徹底」の重要性を周知し、余裕を持って登下校するように指導する。
 - (5) 職員・生徒に対して、AEDの使用方法について周知し、外部講師を招いた講習等を定期的に実施する。
- 3 事故が発生した場合に備えて、定期的に学校から関係諸機関への通報訓練を行う。

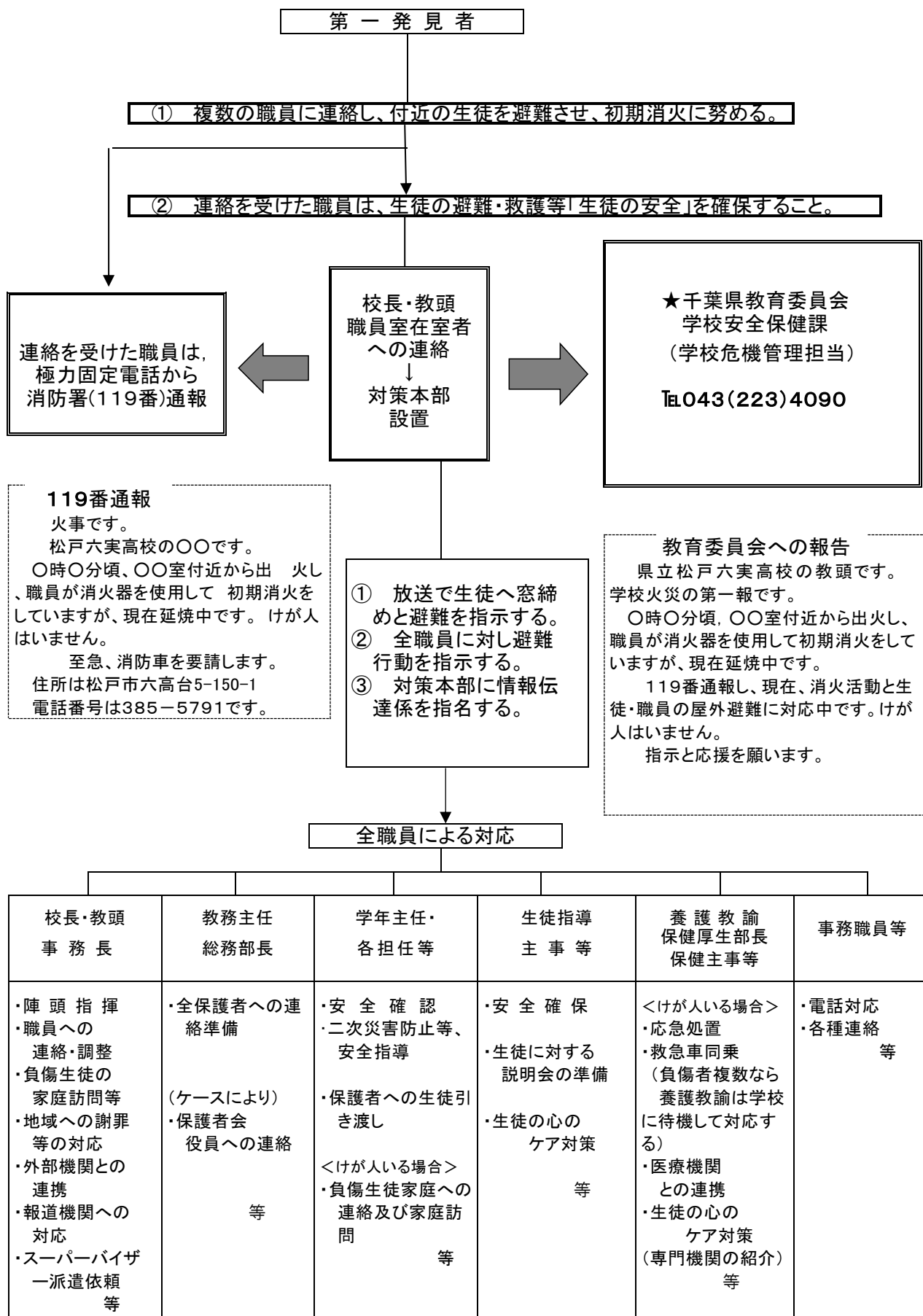
【事故の再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故発生後速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料にもとづき事故を検証するとともに、関係諸機関との連携を図りつつ、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については、生徒及び保護者に概要を説明して、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

4 授業中に校舎内で火災発生の場合



【火災発生予防に向けての心構え】

- 1 生徒に対し、火気の取扱(実験・実習、冬季のガスストーブ使用等)について、指導を徹底する。
- 2 移動教室や下校の際の消火確認、元栓の閉栓確認に努める。
- 3 生徒の実験・実習等に際して、担当職員による事前説明や事故防止上の留意点を徹底し、生徒自らが安全確認できるよう指導する。
- 4 消防署などの協力を得て、日ごろから火災予防についての詳細な知識や情報を身につける。
- 5 事故が発生した場合に備えて、定期的に学校から関係諸機関への通報訓練を行う。

【火災の再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故発生後速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料にもとづき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については、保護者に報告し、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

5 授業中に自然災害発生の場合

対策本部設置(校長室) ※生徒の安全確保を第一とし、全職員で対応する。					
校長・教頭 事務長	教務主任 総務部長	学年主任・ 各担任等	生徒指導 主事等	養護教諭 保健衛生部長 保健主事等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡・調整 ・外部機関との連携 ・報道機関への対応 ・スーパーバイザー派遣依頼等 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保護者への連絡準備 ・気象庁・NHK等からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全の確認・避難・誘導 ・保護者への生徒引き渡し ・被災生徒家庭への連絡及び家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場直行 ・安全確保等 ・生徒に対する説明会の準備 ・生徒の心のケア対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・救急車同乗(負傷者複数なら養護教諭は学校で待機する) ・医療機関との連携 ・生徒の心のケア対策(専門機関の紹介)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等

◎ 予め重大な危険が予測される場合には、規程に基づき、生徒を無理に登下校させないこと。

◎ 職員の安全確保と家族の安否確認にも配慮すること。

※ 千葉県教育庁 学校安全保健課学校危機管理担当 TEL043(223)4090

【天災発生時に向けての心構え】

1 生徒各自の防災意識の高揚を図る。

- (1) 授業で地震や気象現象のメカニズムについて触れたり、過去の災害で発生したさまざまな問題点について学ばせることで、生徒に災害に関する基礎的な知識を身につけさせる。
- (2) 生徒に対して、職員の指示や、公共放送による正確な情報に基づく冷静な行動を行うよう指導する。
- (3) 日ごろから生徒に対し、家庭での防災や緊急時の連絡手段について話し合わせておく。
- (4) 登校時間帯に風水害等が予想される場合の授業措置について、生徒に対し生徒手帳で規程を確認させておく。
- (5) 生徒に対し、日ごろから「災害発生時に自分が家庭や地域で何ができるのか」考えさせるとともに、災害発生時には、自身の安全確保のもとで、周囲のために進んで行動するような意識付けを図る。

2 職員の防災意識向上を図る

- (1) 各自が率先して地震や気象現象のメカニズムについて情報収集を行い、過去の災害で発生したさまざまな問題点を検証しておく。
- (2) 日ごろから校舎内を巡回し、危険箇所についてチェックする。
- (3) 生徒に対し、危険な場所に出ないように指導を徹底する。
- (4) 避難経路の確認と誘導灯の点検を行う。
- (5) ホームルーム担任は、生徒緊急連絡網を作成するとともに、定期的に連絡訓練を行う。
 - ※ 生徒の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。
- (6) 職員緊急連絡網を作成するとともに、勤務時間外の緊急連絡について定期的に訓練を行う。
 - ※ 職員の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。
- (7) 事故が発生した場合に備えて、定期的に学校から関係諸機関への通報訓練を行う。

【天災による事故再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故が発生した場合、速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料にもとづき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については保護者に報告し、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。
- 6 日頃から松戸市の関係機関と情報交換に努めるとともに、「開かれた学校づくり委員会」等を活用し、学校と地域が連携して、災害発生時の対応に関する意見交換に取り組む。

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

6 校外活動中に事故発生の場合

引率責任者(学年主任・部活動顧問)からの第一報

校内に対策本部設置(校長室)
※生徒の安全確保を第一とし、全職員で対応する。

校長・教頭 事務長	教務主任 総務部長	事故に関係した 学年主任・ 学年職員・ 部活動顧問	生徒指導主事・ 他の学年主任 各担任等	養護教諭 保健厚生部長 保健主事等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> 陣頭指揮 現場職員からの情報収集 現場職員への連絡・指示 外部機関との連携 報道機関への対応 スーパーバイザー派遣依頼等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(警察・病院等)から追加情報収集 全保護者への連絡準備 ケースにより保護者会役員への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の確認・避難・誘導 現地での役割分担(学年主任) 保護者への生徒引き渡し 帰着後に被害生徒家庭への連絡、及び家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行、または現地からの連絡窓口となる(生徒指導主事) 生徒に対する説明会の準備 生徒の心のケア対策 	<ul style="list-style-type: none"> <同行している場合> 応急処置 救急車同乗(負傷者複数なら養護教諭は待機) 医療機関との連携 <帰校後> 生徒の心のケア対策(専門機関の紹介)等 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 各種連絡等

◎ 生徒の生命に関わる事故や、事故後重大な危険が予測される場合には、校長及び団長の判断により、以後の行程を中止して、全員出発地に戻る。

◎ 他の生徒及び職員の安否確認と安全確保にも配慮すること。

※ 千葉県教育庁 学校安全保健課学校危機管理担当 TEL043(223)4090
 学校安全保健課安全室 TEL043(223)4091
 教職員課管理室 TEL043(223)4036
 指導課高等学校指導室(修学旅行等、校外行事) TEL043(223)4057
 体育課学校体育班(運動系部活動) TEL043(223)4108

【事故防止に向けた心構え】

1 事前指導について

- (1) 校外活動の事前学習や、部活動大会の出発前指導においては、地震や気象現象のメカニズムについて触れたり、過去の災害で発生したさまざまな問題点について学ばせることで、生徒自身に事故防止や災害に関する基礎的な知識を身につけさせる。
- (2) (1)を踏まえ、生徒に対して、校外での集団行動においては、引率職員の指示に従い、正確な情報に基づいて節度ある冷静な行動をとるよう十分に指導する。
- (3) 特に修学旅行の場合は、行程及び注意事項を含め、事前に保護者対象説明会を開催するとともに、生徒の参加に対して保護者から

の承諾を得る。

- (4) 引率責任者(校外学習の場合は各担任)は、生徒に対し出発前に家庭との緊急時連絡手段について確認させるとともに、印刷物等を使って、家庭に校外活動等の日程について、出発前に詳細を周知する。
- (5) 生徒に対し、万一事故に遭遇した場合に、自身の安全確保のもとで、周囲のために進んで行動する心構えを持つよう意識付けを図る。

2 引率職員の意識向上について

- (1) 引率している生徒の安全確保を最優先させ、場合によっては勇気を持って「行程中止・帰着」の決断を行うこと。
- (2) 出発に先立ち、さまざまな場合を想定した実地調査を行って、不測の事態に備えること。また、事前に現地関係機関に対して行事の実施を連絡し、万一の場合の協力を求めること。
- (3) 宿泊場所においては、入念に巡回し、危険箇所についてチェックして、生徒に避難経路の確認と、誘導灯の点検及び危険な場所に出ないように指導を徹底する。
- (4) 風雨、河川の急激な増水、落雷など天候急変等による活動の変更・中止に際しては、現地の関係機関や委託した旅行業者と緊密な連携を取り、(1)を踏まえて適切に判断する。
- (5) 部活動顧問及びホームルーム担任は、生徒緊急連絡網を作成するとともに、定期的に連絡訓練を行う。
※ 生徒の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。
- (6) 職員緊急連絡網を作成するとともに、勤務時間外の緊急連絡について定期的に訓練を行う。
※ 職員の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。

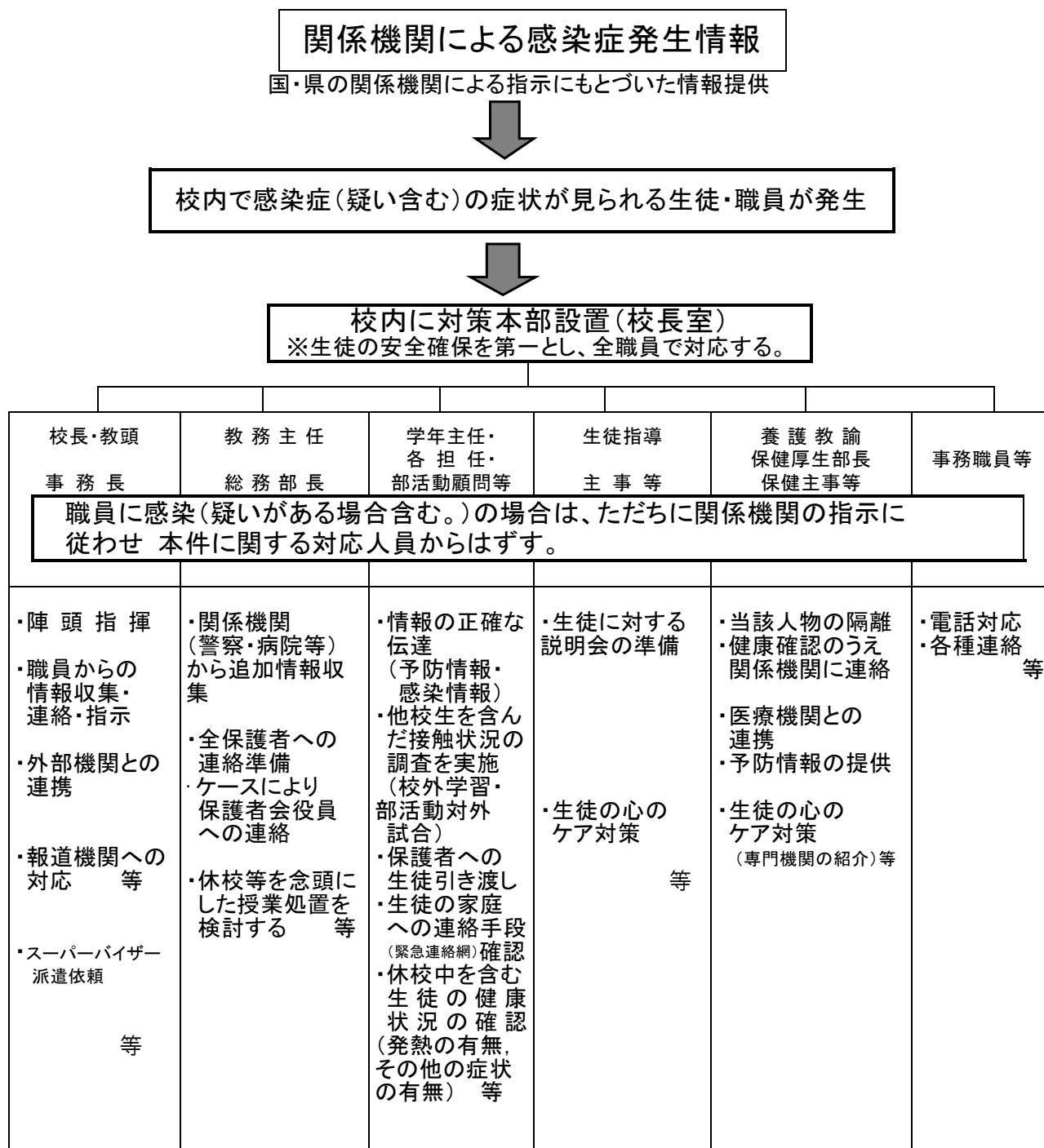
【事故再発を防ぐために】

- 1 教頭は、事故が発生した場合、速やかに事故報告書を作成する。
- 2 校長は、の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 3 事故後の対応等については、各分掌の長が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び3の資料にもとづき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 5 検討結果については保護者に報告し、家庭と連携して同様の事故の再発防止に努める。

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

7 感染症が発生した場合



◎ 生徒の生命に関わる状況や、急激な感染拡大が予測される場合には、関係機関の指示に従い、校長が判断して、一斉下校や休校の措置をとること。

新型コロナウイルスをはじめとして、感染症に関する情報と対応については、国・厚生労働省の指針に基づいて、県・県教育委員会の対応方針が策定され、随時変更される。このため、常に最新の情報をもとにして、対応することが重要である。

◎ 生徒及び職員の安否確認と、健康・安全確保に配慮すること。

※ 千葉県教育庁 学校安全保健課学校危機管理担当 Tel.043(223)4090
 学校安全保健課保健班(保健担当) Tel.043(223)4092

【感染症発生時に向けた心構え】

1 事前指導について

- (1) 普段の感染症対策に準じて、咳エチケットの励行、マスク着用、うがい・手洗いの励行及び十分な栄養・睡眠時間の確保を図るよう指導する。
- (2) 生徒及び職員に対して、担当省庁の公式発表にもとづいた正確な情報を示し、不安の解消に努める。
- (3) (1)を踏まえ、生徒及び職員に対して、不特定多数の集まる場所への外出については特に注意を促すこと。

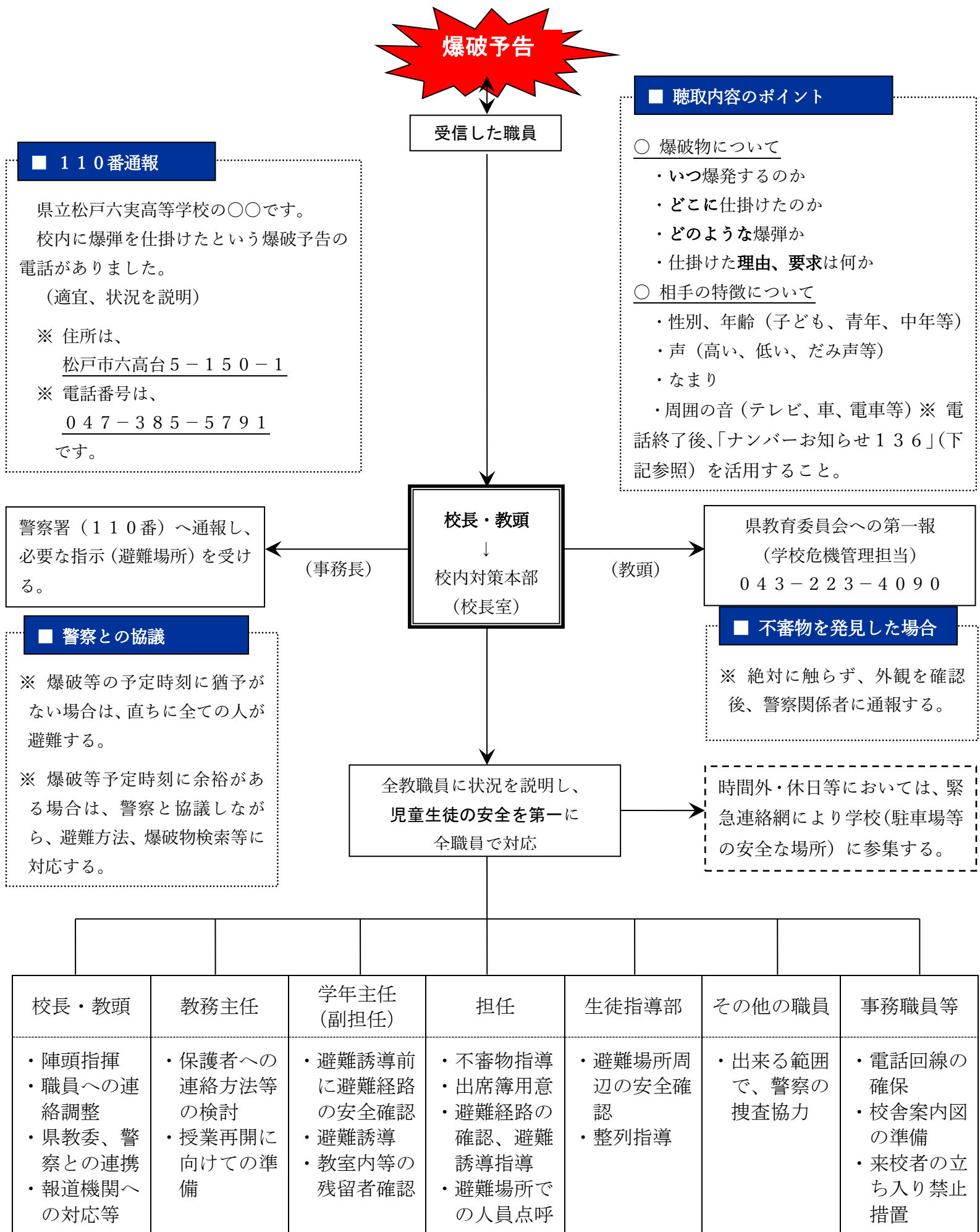
2 拡大防止への意識向上について

- (1) 生徒・職員の安全確保を最優先させ、場合によっては部活動大会等の校外行事参加中止等もあることを想定しておく(平成20年度の部活動大会における麻しん感染の事例を参考とする)。
- (2) 急激な感染拡大に対する警戒から、諸活動を変更・中止する場合や臨時休校とするには、学校独自で判断するのではなく関係機関と緊密な連携を取り、(1)を踏まえて適切に判断する。
- (3) 近隣校の状況を把握するとともに、本校所在地区所管の松戸市保健センターに(場合によっては隣接地域所管の柏保健所にも)報告し、同センター(保健所)の実施する健康調査及び消毒等に協力すること。この際、保護者に対して趣旨を正確に伝えるとともに、実施に当たっては個人情報の取り扱いに対して十分配慮する。
- (4) 部活動顧問及びホームルーム担任は、生徒緊急連絡網を作成するとともに、定期的に連絡訓練を行う。
 - ※ 生徒の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。
- (5) 職員緊急連絡網を作成するとともに、勤務時間外の緊急連絡について定期的に訓練を行う。
 - ※ 職員の個人情報の保護について十分配慮するとともに、緊急連絡網の目的外使用は厳禁とする。

【感染症拡大と事後の対応】

- 1 感染症発生に伴い、感染者への不当な取扱等、差別が起こることがないように十分配慮する。
- 2 教頭は、校内に主たる原因があつて感染症が発症または拡大した場合、正確な情報を時系列でまとめ、最終的に事故報告書を作成する。
- 3 感染症発症確認後の対応記録等については、養護教諭及び保健主事が中心となって集約し、最終的には教頭がとりまとめる。
- 4 校長は、1の事故報告書をもって「学校としての事故に対する公式記録」とするとともに、県教育委員会に報告する。
- 5 企画運営委員をメンバーとする「学校事故再発防止委員会」を組織し、2及び4の資料にもとづき事故を検証するとともに、再発防止について多角的に検討する。
- 6 検討結果については保護者に報告し、家庭及び地域と連携して感染症拡大の再発防止に努める。

8 爆破予告の場合



※ 外部への連絡は、管理職等の携帯電話 (緊急連絡網参照) を使用する。

※ ナンバーお知らせ136とは:受話器を上げて[136]に続けて[1]をダイヤルすると、最後にかかってきた電話の日時・電話番号を音声で知らせてくれるサービス。(有料30円で事前の申し込みは不要)なお、電話番号を通知しない通話、公衆電話からの通話などはできない。

※ 爆発物が発見された場合や、事態収束後の対応については、別紙参照か「安全管理の手引き (三訂版) 一部改訂」(平成30年3月千葉県教育委員会)の事故・管理マニュアル例の8ページ参照のこと。

緊急対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

9 学校事故発生の場合

1 近くの職員への連絡

- ① 迅速・確実に連絡・報告する。（複数以上の連絡方法を周知しておく）
 - ・大声で叫ぶ 「助けてくれ」「事故発生、応援願います」（繰り返す）
 - ・校内電話により連絡（教頭50番、事務長30番、校長室34番）
 - ・非常通報装置を発報させる。
 - ・近くの生徒を近くの教室・準備室・職員室に走らせる。
 - ・火災報知器を発報する。（生徒の生死にかかる事故。事前に関係機関と協議しておく）
- ② 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、生徒の安全を確保する。
- ③ 現場に急行する職員は、自らが担当する学級の生徒の安全確保に留意（避難指示・他の職員に依頼等）する。

2 応急措置

- ① 医療機関へ連絡する。（救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等）
- ② 救急処置を実施する。
 - ※ 全身症状に対して（意識のない場合：気道の確保、胸骨圧迫、AED）
 - ※ 局所症状に対して（安静、冷却、圧迫・固定、傷害部位を心臓より高くする）
- ③ 保護者へ連絡する。
 - ※ 症伏・状態、搬送先、保険証の持参等について

3 避難誘導

- ① 室内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。
- ② 休憩時間や清掃時間中等、職員が生徒を掌握していない時に事故が発生した場合には、あらかじめ決められている分担場所に急行し、周辺にいる生徒を集合させ、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

緊急時の校内連絡体制

- | | |
|------------|---------------------------|
| ・陣頭指揮 | 校長 教頭 事務長 ※管理職が不在の場合:教務主任 |
| ・生徒の状況確認 | 各学年(1、2、3年) |
| ・安否確認、避難誘導 | 教務部(教務主任) 教育環境部(教育環境部長) |
| ・安全点検、消火 | 生徒指導部(生徒指導主事) |
| ・応急復旧 | 総務部(総務部長) |
| ・救護 | 保健厚生部(保健厚生部長) 養護教諭 |

部活動中の事故について

1 対応のポイント

- (1)意識の有無、顔色、呼吸などをすばやく観察し、傷病者の状態を迅速に把握して応急手当を実施する。
- (2)顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図り、校内の救急体制を確認する。

2 未然防止のポイント

- (1)部員の健康状態の把握
 - ・指導者は事故の未然防止のため、担任、養護教諭等との連携を図り、部員の心身の健康状態を把握しておく。
- (2)安全指導の充実
 - ・指導者の観察だけでなく、部員に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
 - ・自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導しておく。
- (3)指導体制の確立
 - ・部活動は原則として指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼して、安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
 - ・部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。
- (4)施設・設備の安全点検
 - ・定期的に施設・設備の安全点検の励行を図る。
- (5)緊急時における学校体制の確立
 - ・突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
 - ・緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。
- (6) 緊急連絡について
 - ・生徒の安全を最優先した行動をとる。
 - ・危機管理の心得(さ・し・す・せ・そ)、落ち着いて
さ:最悪を想定し、し:慎重かつ、す:素早く、
せ:誠意を持って、そ:組織的に対応する。
 - ・保護者への連絡及び教頭への連絡を行う。
 - ・事故報告を詳細にメモしておく。

全国瞬時情報システム（Ｊアラート）により情報伝達された場合の対応マニュアル

千葉県立松戸六実高等学校

1 目的

このマニュアルは、Ｊアラートの情報を受信した際の対応を定め、初動対応における混乱を防止し、生徒及び職員等の安全確保を目的とする。

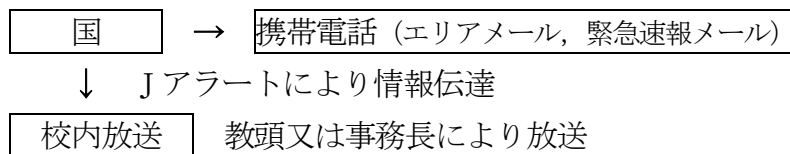
2 対象校舎等

このマニュアルの対象は、特別教室棟、普通教室棟、昇降口棟、体育館、グラウンド及び付属建物とする。

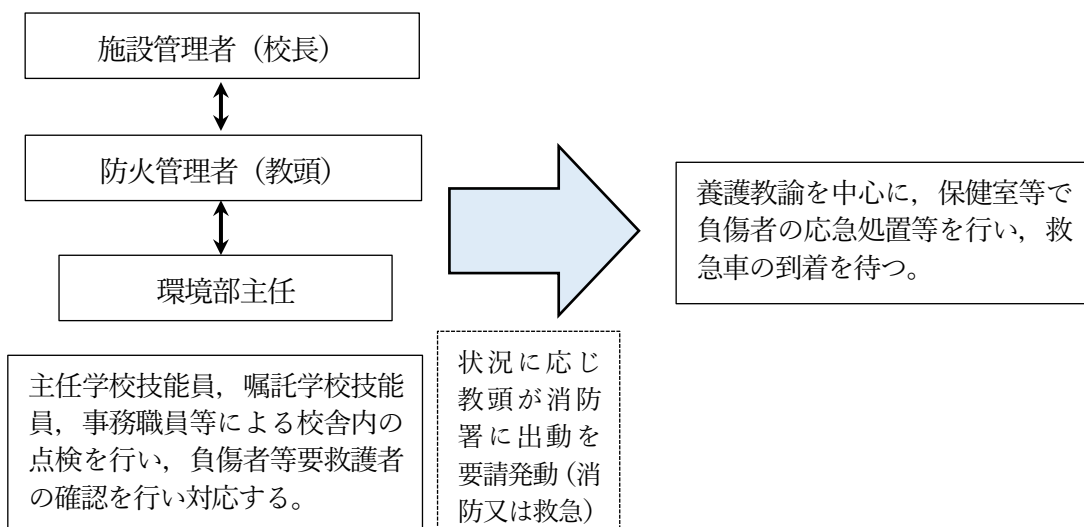
3 情報の伝達

〇〇から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に、政府が Ｊアラートを使用し、各自治体へ緊急情報を伝達する。

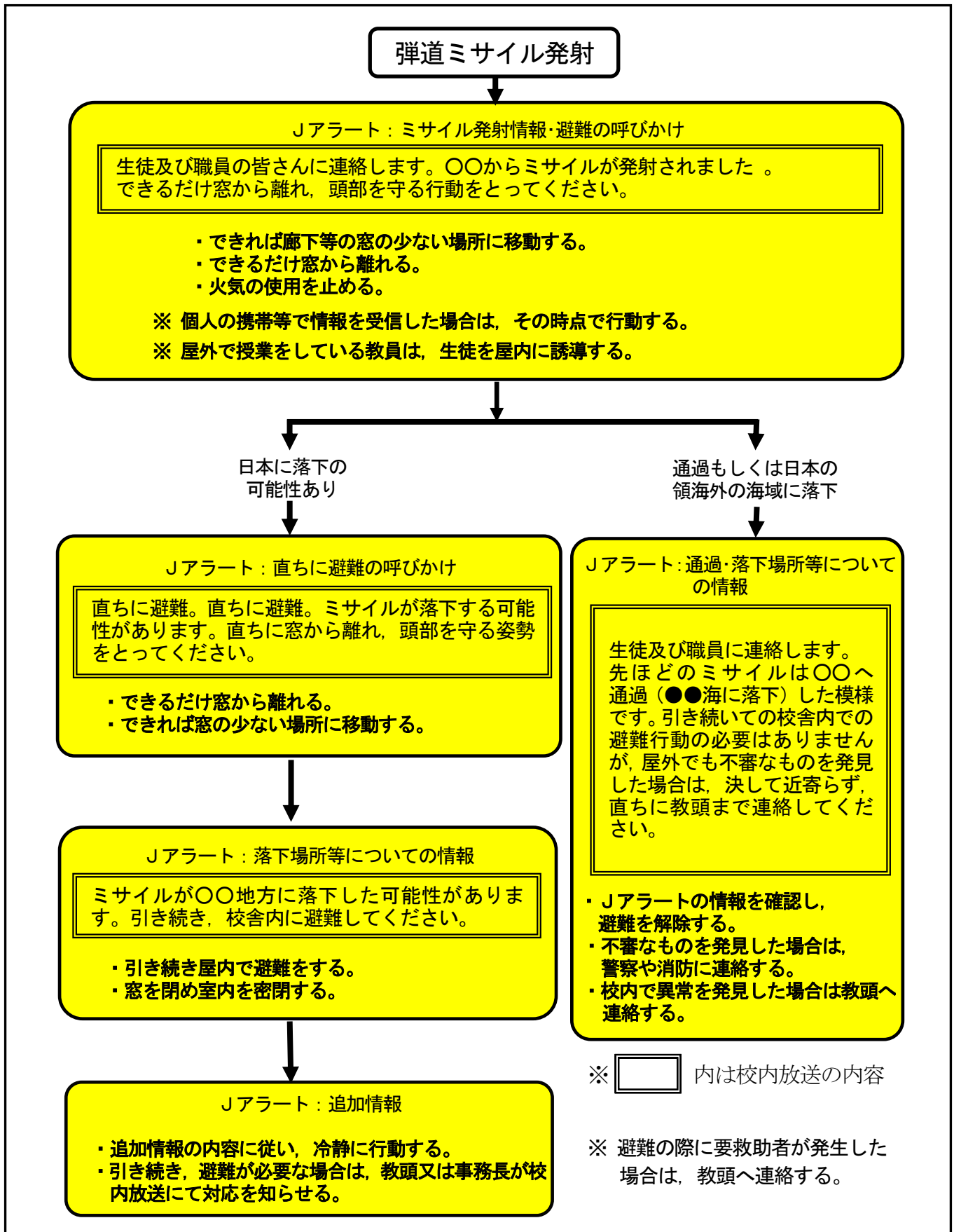
<フロー図>



4 Jアラートにより情報伝達された場合の防災管理体制



5 Jアラートにより情報伝達された場合の行動指針

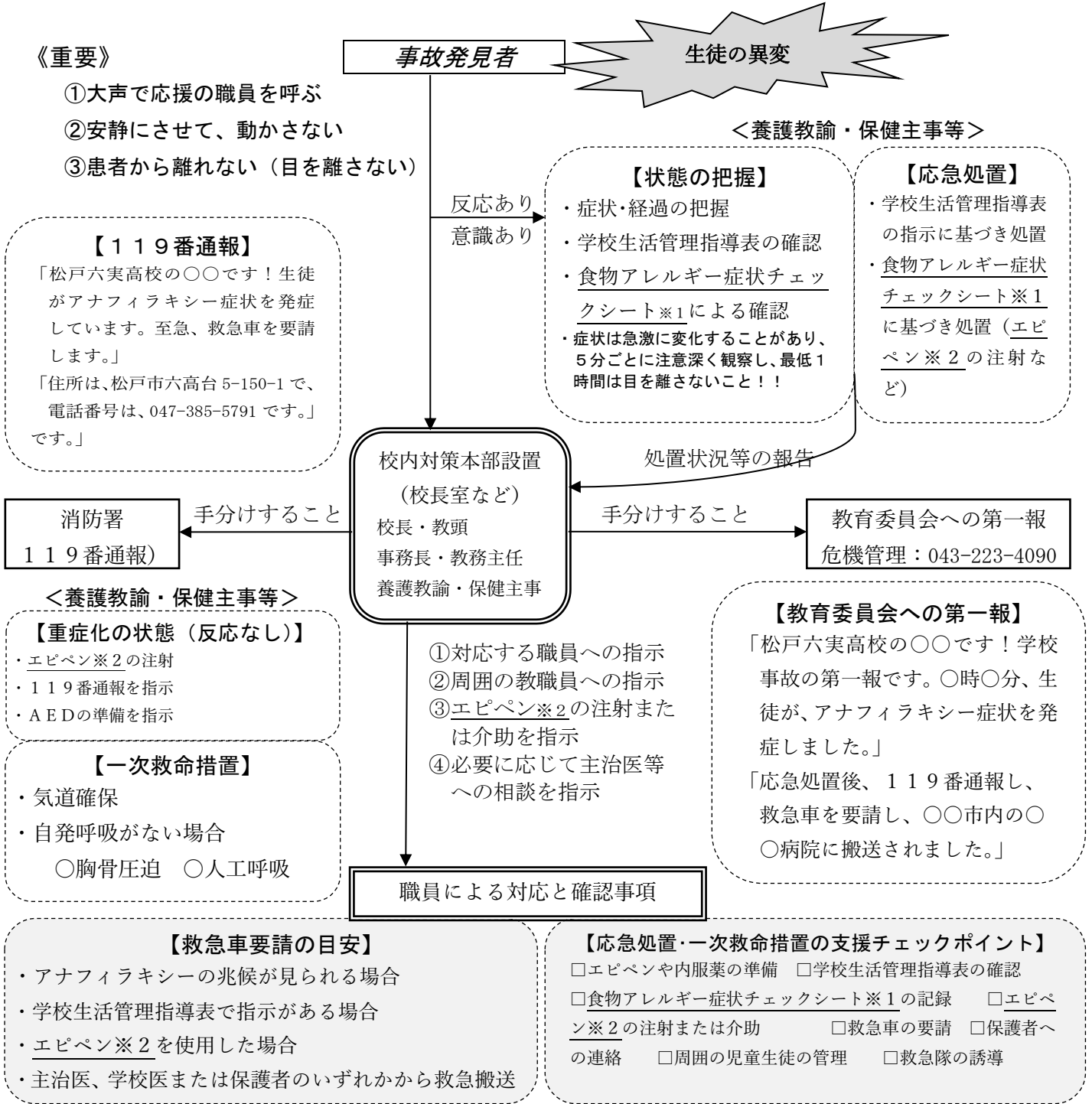


Jアラートにより情報を受信した場合の具体的対応マニュアル

《 あわてず、直ちに避難 》

警報受信場所	対 応 措 置
ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
教室・職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、廊下に避難する。 ・ 授業を行っている場合は、直ちに中断し、避難する。 ・ やむなく窓のある場所にいる場合は、なるべく窓から離れる。
昇降口・廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓からなるべく離れる。 ・ 階段にいる場合は、速やかに平らな場所に避難する。
調理室・実験室	<ul style="list-style-type: none"> ・ その場で火を消せる場合は消火する。 ・ やけどの恐れがある調理中の鍋や、熱湯から離れる。 ・ 落下や転倒する恐れがある場所から離れ、廊下移動する。
備 考	廻りに来校者がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来校者にも職員と同様の行動をとるよう誘導する。 ・ あわてて行動し、出口や階段などで転倒することがないように呼びかける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">呼びかける内容</div> 「落ち着いて行動してください。窓から離れ、廊下へ避難してください。」
「直ちに避難」の情報が発せられた場合は、できるだけ窓から離れる。	
ミサイル落下（通過）後	
ミサイルが近くに落下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加情報が確認できるまで、引き続き屋内に避難をする。 ・ 屋内にいる場合は、窓を閉め室内を密閉する。
ミサイルが上空通過、海上に落下	<ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートの情報を確認し、避難を解除する。 ・ 不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、すぐに教頭まで連絡する。

※廊下は避難スペースとなるため、荷物等がある場合は、教室等に搬入し、スペースの確保に努める。

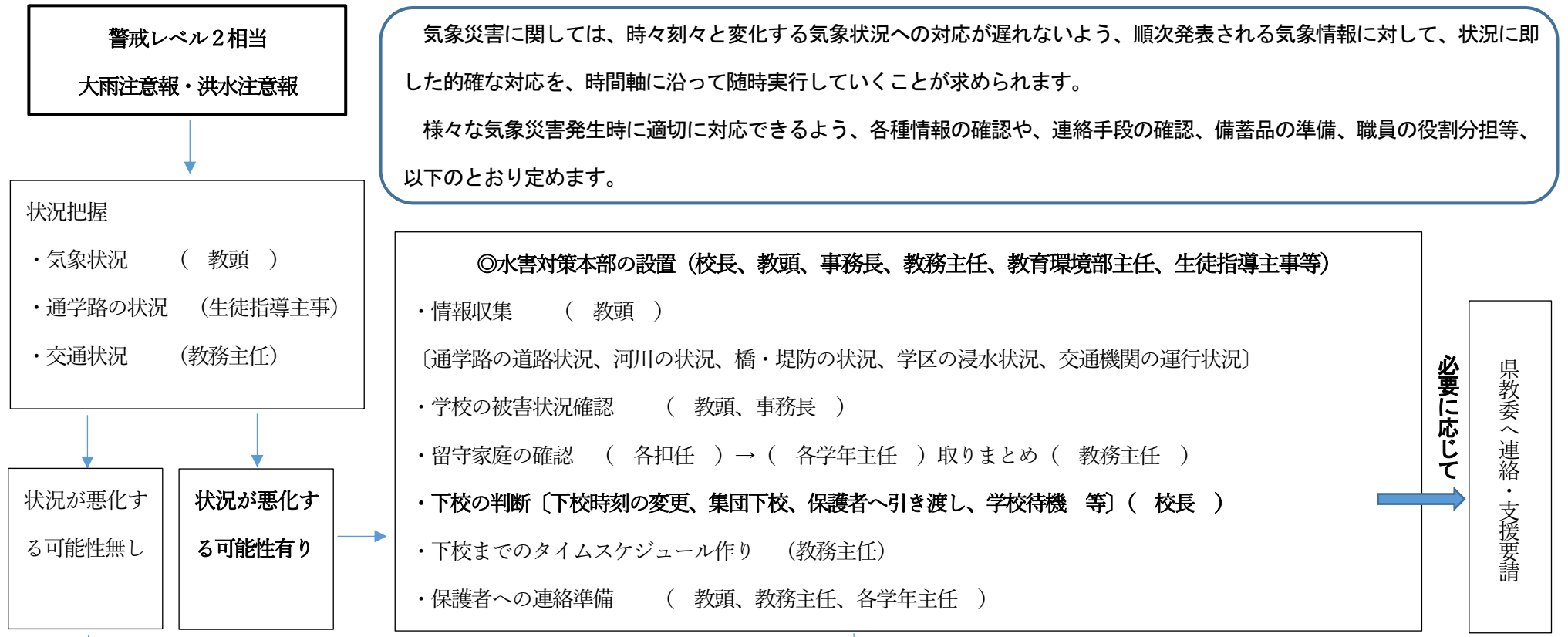


○アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも、適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

○食物アレルギーチェックシート※1及びエピペン※2の使い方については、千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課のホームページに掲載の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を確認してください。

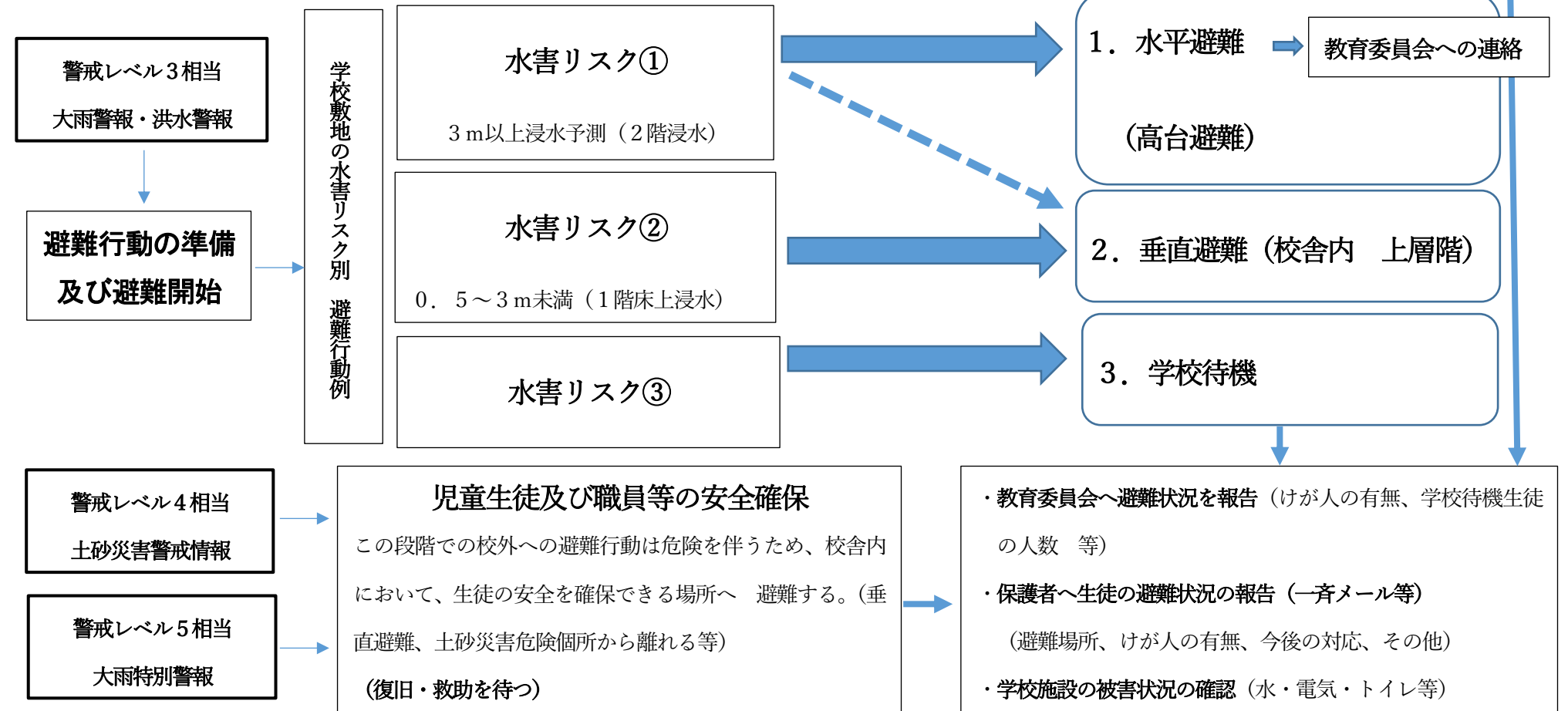
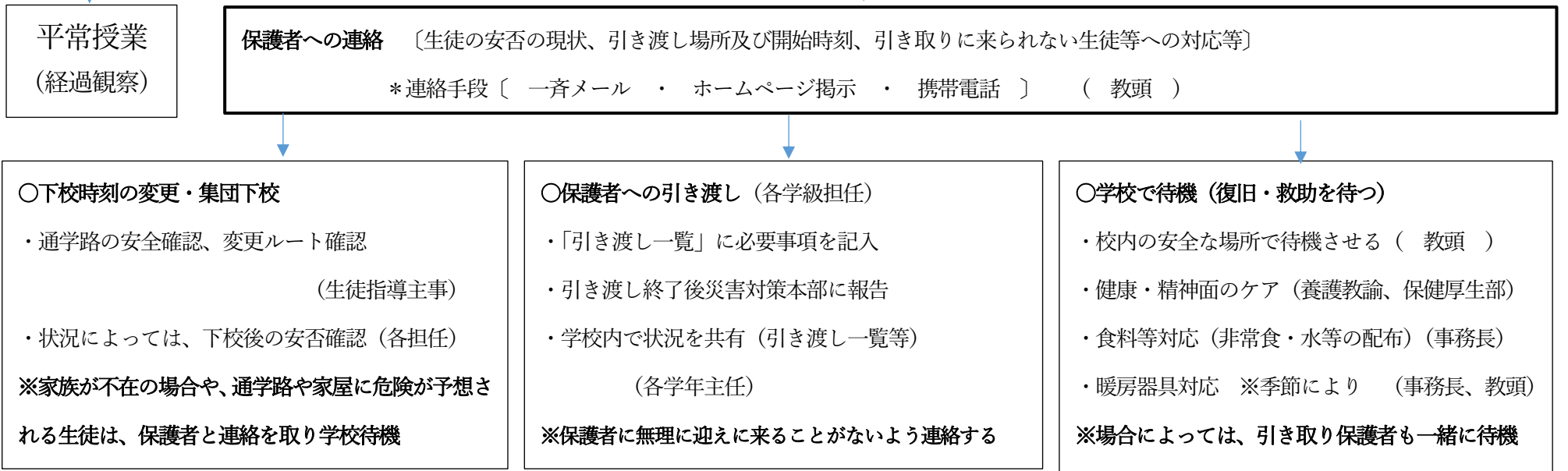
＜検索手順＞

- ①千葉県ホームページ ⇒ ②教育・文化・スポーツ・教育委員会 ⇒ ③学校教育・安全・保健・給食 ⇒ ④学校給食・食育・学校給食における食物アレルギー対応の手引き ⇒ ⑤手引き(平成25年11月発行)のダウンロード ⇒ ⑥PDF「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 ⇒ VI緊急時の対応 2食物アレルギー症状チェックシート(P11) 3エピペンの使い方(P12)



気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って随時実行していくことが求められます。

様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう、各種情報の確認や、連絡手段の確認、備蓄品の準備、職員の役割分担等、以下のとおり定めます。



< 職員の役割分担 >

- 校長：全体指揮、近隣学校との連携
- 教頭：保護者への情報伝達、教育委員会・警察・消防等への連絡、飲料水、食料等の準備・確保
- 教務主任：下校までのタイムスケジュール作成、引き渡し準備
- 学級担任：必要に応じ生徒引率、引き渡し準備
- 担任外：情報収集（気象状況、学区の安全状況、交通状況）

天候回復後

- ・警報等が解除され、天候が回復した後、学区の状況把握や、交通機関の運行状況等を確認し、下校や保護者への引き渡しを再開する。
- ※学区の状況を確認する際、教職員自身の安全確保に留意する。
- ・生徒が、無事帰宅できたかを確認する。
- ・学校の被害状況について確認する。

必要に応じて
県教委へ被害報告・支援要請